

新千歳空港周辺における高さ制限 ～航空法に基づく物件の制限～

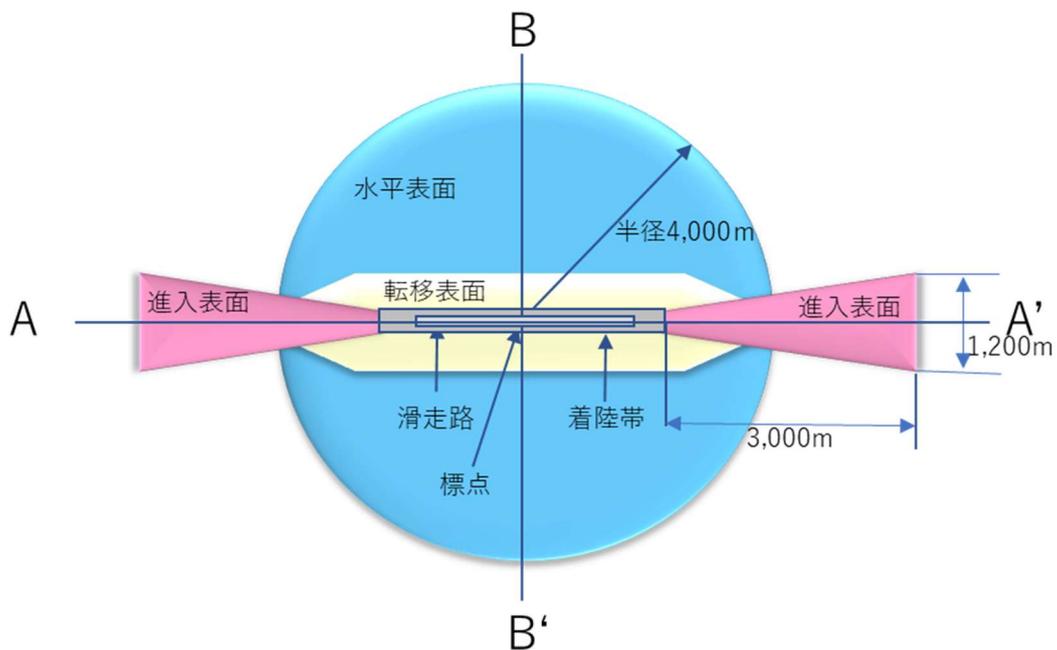
新千歳空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域を障害物がない状態に保つ必要があります。

そのため、航空法に基づく制限表面(進入表面、転移表面、水平表面)を設けています。この制限表面を超える高さの物件等※を設置することはできません。

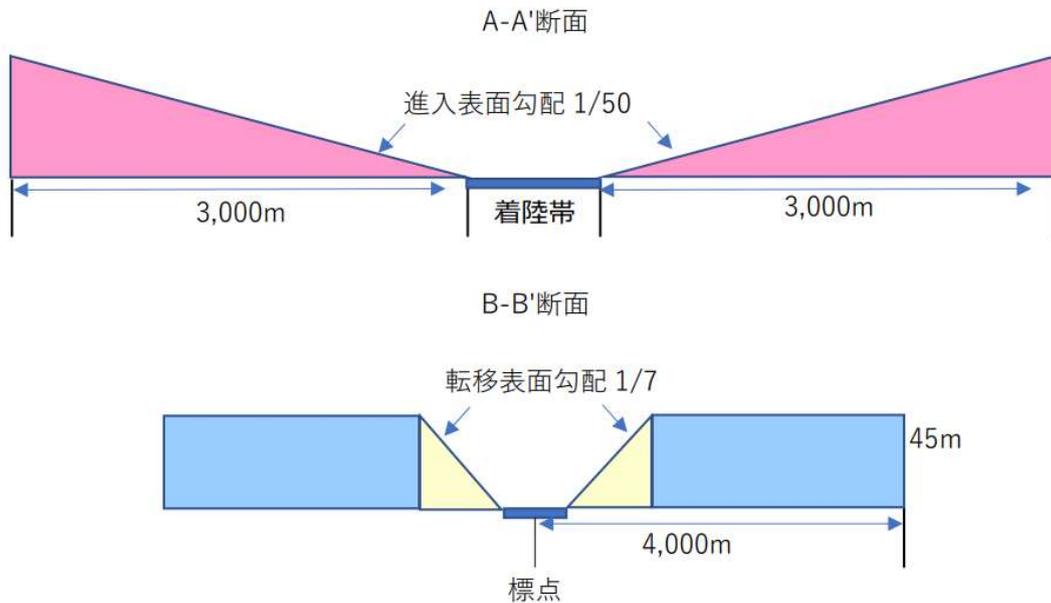
※物件等は、建物・アンテナ・避雷針、クレーン・工事用クレーンなど一時的に設置される物件、看板・電線・電信柱、植物、或は上空に浮揚するアドバルーンやドローン、ラジコン飛行機等も該当します。

制限表面について

平面概略図



断面概略図



進入表面

(航空法 第2条 第7項)

この法律において「進入区域」とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長三千メートルの点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から三百七十五メートル（計器着陸装置を利用して行う着陸又は精密進入レーダーを用いてする着陸誘導に従って行う着陸の用に供する着陸帯にあっては六百メートル）の距離を有する二点を結んで得た表面をいう

(航空法 第2条 第8項)

この法律において「進入表面」とは、着陸帯の短辺に接続し、且つ、水平面に対し上方へ五十分の一以上で国土交通省令で定める勾配を有する平面であつて、その投影面が進入区域と一致するものをいう。

水平表面

(航空法第2条第9項)

この法律において「水平表面」とは、空港等の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として四千メートル以下で国土交通省令で定める長さの半径で描いた円周で囲まれた部分をいう。

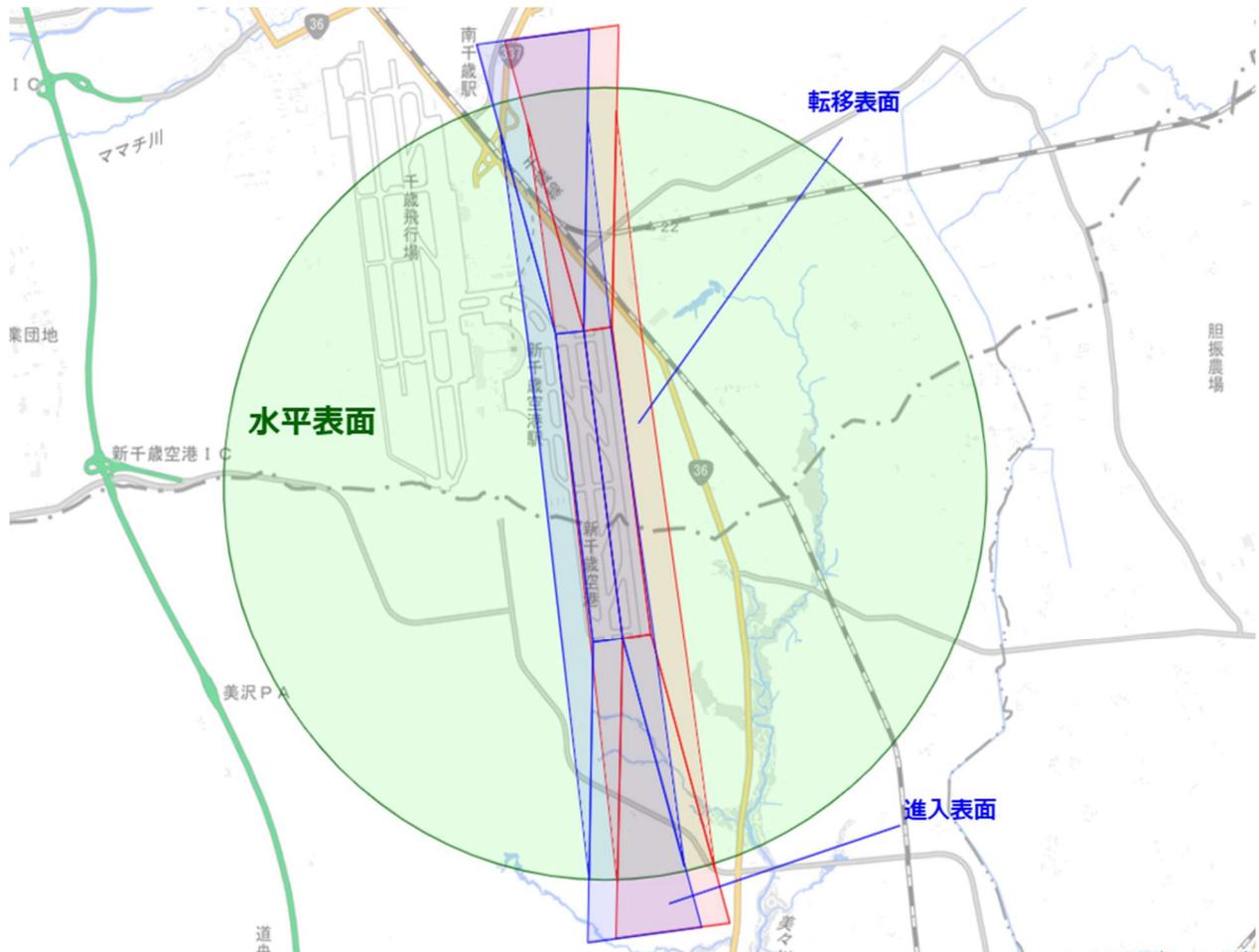
転移表面

(航空法第2条第10項)

この法律において「転移表面」とは、進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であつて、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるもののうち進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する

着陸帯の長辺を含むものとの交線、これらの平面と水平表面を含む平面との交線及び進入表面の斜辺又は着陸帯の長辺により囲まれる部分をいう。

新千歳空港の制限表面区域図



「出典：地理院タイル（淡色地図）(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)」

新千歳空港には滑走路が2本あり、それぞれの滑走路について、進入表面と転移表面が設定されています。

具体的な地点における制限表面高さについては、「新千歳空港高さ制限回答システム」で確認いただけます。[こちらをクリックしてください。](#)

高さ制限に関する問い合わせや、「新千歳空港高さ制限回答システム」に関する問い合わせは、照会窓口までご連絡ください。

新千歳空港周辺における物件の制限等について照会用紙は、[こちらをクリックしてください。](#)

制限表面の照会窓口

北海道エアポート(株) 新千歳空港事業所 空港運用部業務管理課
住所:〒066-0012 北海道千歳市美々987 番地 22
電話:0123-46-5141

新千歳空港の制限表面の問い合わせと同様に、千歳飛行場(防衛省千歳基地)も同様に制限表面が設定されていますので、航空自衛隊新千歳基地への確認が必要です。

防衛省航空自衛隊千歳基地の電話番号:0123-23-3101

新千歳空港及びその周辺におけるドローン等の飛行

新千歳空港及びその周辺では、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」（以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）及び航空法の2つの法律により、ドローン等の飛行が禁止されています。

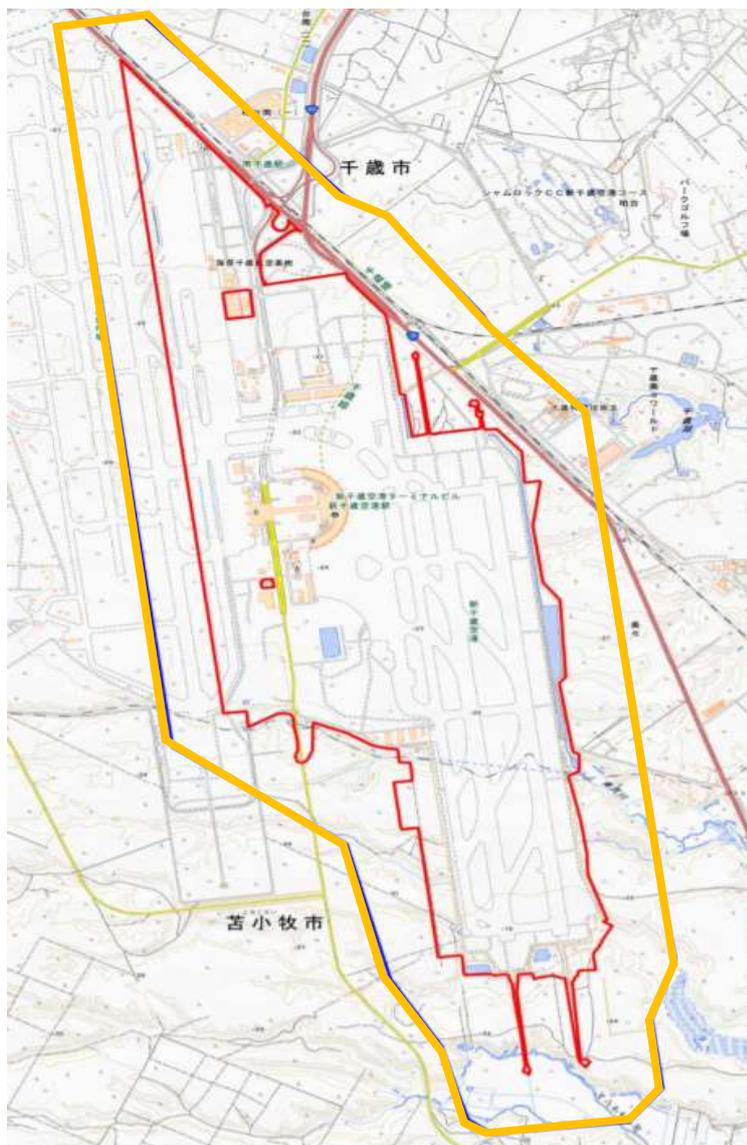
違反すると罰則が課せられる場合があります。

新千歳空港及びその周辺で小型無人機等を飛行させる場合は、小型無人機等飛行禁止法に基づく同意と事前通報、航空法に基づく航空局の許可を受けるための事前調整の双方が必要となります。

飛行禁止区域

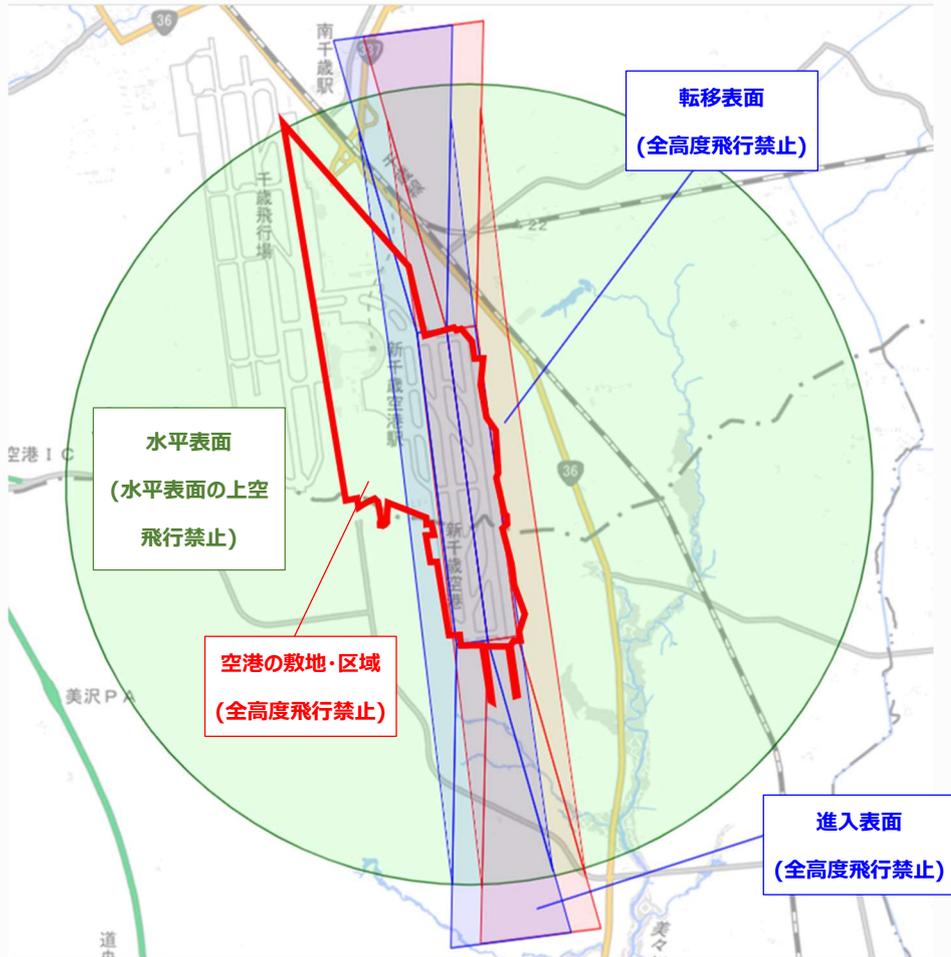
小型無人機等飛行禁止法による飛行禁止区域

- ・空港の敷地又は区域(赤線内側の部分)の上空: レッドゾーン
- ・空港周囲おおむね 300m の周辺地域(赤線外側かつ黄線内側部分)の上空: イエローゾーン



航空法による飛行禁止区域

- 空港の敷地又は区域の上空
- 進入表面・転移表面・水平表面の上空
- 進入表面・転移表面の下の空域



【出典：地理院タイル（淡色地図） (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)】

飛行禁止区域でドローン等を飛行させる場合の手続き

小型無人機等飛行禁止法に基づく手続き

1. 空港の敷地又は区域でドローン等を飛行させる場合

小型無人機等飛行禁止法に基づく北海道エアポート(株)(以下「HAP」という。)の同意が必要です。

操縦者等は、「3. 関係書類ダウンロード」から必要ファイル(A)をダウンロードし、必要事項を記入の上、HAP に提出してください。

HAP が同意等する場合は、同意書及び事前調整の回答書を申請者に交付することで行います。不同意の場合についても、その旨申請者に連絡します。

2. 通報書の提出

小型無人機等飛行禁止法に基づく同意を得た操縦者等は、実際にドローン等を飛行させる48時間前までにHAP及び北海道公安委員会へ通報書の提出が必要です。

操縦者等は、「3. 関係書類ダウンロード」から必要ファイル(B又はC)をダウンロードし、必要事項を記入の上、ドローン等を飛行させる48時間前までにHAP及び千歳警察署を通じて北海道公安委員会に提出してください。

3. 関係書類ダウンロード

A 小型無人機等飛行禁止法に基づく同意書(申請書)

[様式はこちらをクリックしてください。](#)

B 公務操縦者用通報書 様式はこちらをクリック。

[様式はこちらをクリックしてください。](#)

C 一般操縦者用通報書

[様式はこちらをクリックしてください。](#)

航空法に基づく手続き

1. HAPとの事前調整

航空法に基づく航空局の許可を受けるため、HAPと事前調整し、HAPの了解を得る必要があります。

操縦者等は、「2. 関係書類ダウンロード」から必要ファイル(D)をダウンロードし、必要事項を記入の上、HAPに提出してください。

HAPが了解する場合は、事前調整の回答書を申請者に交付することで行います。了解しない場合についても、その旨申請者に連絡します。

2. 関係書類ダウンロード

D 事前調整依頼書 [様式はこちらをクリック](#)

航空法による規制

航空法で定める飛行禁止区域でのドローン等の飛行については、国土交通省 航空局の許可が必要となりますのでご注意ください。

連絡先 (平日・夜間休日を問わず同じ連絡先です。):

東京航空局東京空港事務所 航空管制運航情報官

TEL:050-3198-2865

FAX:03-5756-1528

E-mail: cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp

関連 HP リンク

- [小型無人機等\(ドローン・ラジコン機等\)の飛行ルール\(国土交通省 HP\)](#)
- [小型無人機等飛行禁止法に関する情報\(警察庁関連 HP\)](#)
- [小型無人機等飛行禁止法に関する情報\(防衛省 HP\)](#)

小型無人機等の飛行に関する同意申請・事前調整及び通報書の提出窓口

北海道エアポート(株) 新千歳空港事業所 空港運用部運航情報課

住所：〒066-0012 北海道千歳市美々987 番地 22

電話：0123-46-2970

メール：hap_rjcc_ops@hokkaido-airports.co.jp

新千歳空港及びその周辺における小型無人機等の飛行禁止空域に関するお問い合わせと同様に、千歳飛行場(防衛省千歳基地)も同様に小型無人機等の飛行禁止空域が設定されていますので、航空自衛隊新千歳基地への確認が必要です。

防衛省航空自衛隊千歳基地の電話番号:0123-23-3101

空港周辺では ドローンの飛行が禁止 されています。

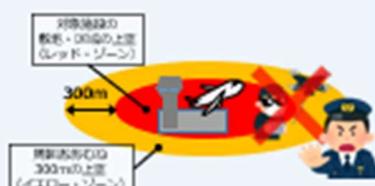
ドローンの飛行は、
航空法&小型無人機等飛行禁止法で規制されているよ！
飛行には**両法の手続きが必要**だから忘れずにね！

小型無人機等飛行禁止法の規制 対象：重量200g未満を含む全てのもの

8空港*では、その敷地及びその周囲おおよそ300mの周辺地域の上空でのドローン等の飛行が原則禁止されています。

* 新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、大阪国際空港、関西国際空港、福岡空港、那覇空港
(令和2年7月22日より)

飛行させたい場合、**空港管理者の同意**が必要となるほか、**都道府県公安委員会等への事前通報**が必要です。



違反時の措置：警察官や空港管理者等が飛行の中止などを指示します。指示に従わない場合や操縦者が不明な場合などには、**飛行の妨害、機体の破壊**等を行うこともあります。

違反時の罰則：警察官や空港管理者等の指示に従わなかった場合、**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**に処せられる場合があります。
(レッド・ゾーンでの飛行は指示の有無にかかわらず罰則の対象)

【警察庁HP】



日本語

English

航空法の規制 対象：重量200g以上のもの

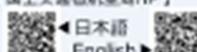
空港周辺では、ドローン等の飛行は**原則禁止**されています。飛行させたい場合は、**国土交通大臣による許可**が必要です。

違反時の罰則：違反した場合、**50万円以下の罰金**に処せられる場合があります。

【無人航空機ヘルプデスク】

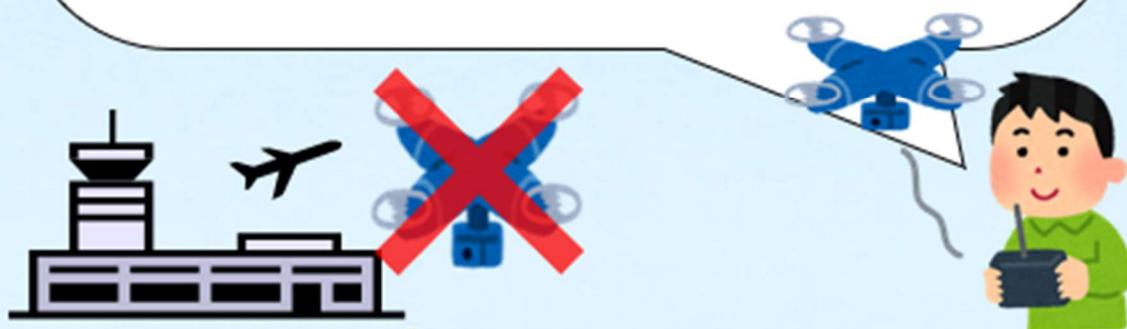
(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)
電話：03-4588-6457
E-mail：hqp-jcab.mujn@mhl.go.jp

【国土交通省航空局HP】



日本語

English



警察庁
National Police Agency



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, and Transport

令和 年 月 日

北海道エアポート株式会社

新千歳空港事業所長 あて

住所

所属

代表者氏名

連絡先

新千歳空港周辺における物件の制限等について（照会）

標記について下記のとおり照会します。

記

1. 設置(所有)者の住所、氏名、連絡先
2. 物件の設置場所(住所、緯度経度 {世界測地系})
3. 物件の種類、用途及び構造
4. 物件の(避雷針を含む)の高さ(地上高、海拔高)
5. 設置場所の海拔高
6. その他参考となる事項

添付書類

- ・物件の設置場所の地図（国土地理院 25,000 分の 1 又は 50,000 分の 1 の地形図）
- ・空港と物件の位置関係及び距離（図面）
- ・物件の設置工事工程表
- ・物件の平面図

同意書

申請日 年 月 日

1. 小型無人機等の飛行を行う日時
年 月 日 時 分から 時 分まで
2. 小型無人機等の飛行を行う目的
3. 小型無人機等の飛行に係る対象空港周辺地域内の区域(当該区域を示す地図を添付)
4. 操縦者
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 住所
 - (4) 電話番号
5. 操縦者の勤務先(操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載)
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
 - (3) 電話番号
6. 小型無人機等の飛行に係る機器の種類
7. 小型無人機等の飛行に係る機器の特徴
 - (1) 製造者
 - (2) 名称
 - (3) 製造番号
 - (4) 色
 - (5) 大きさ
 - (6) 積載物
 - (7) その他の特徴
8. 申請者(申請者が操縦者の代理である場合にのみ記載)
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 住所
 - (4) 電話番号
9. 同意にあたって附す条件
 - (1) 小型無人機等の飛行を行う間、操縦者は北海道エアポート株式会社新千歳空港事業所から交付された同意書を携帯すること。
 - (2) 北海道エアポート株式会社新千歳空港事業所並びに警察官による空港の安全の確保のための指示に従うこと。
 - (3) 航空法(昭和27年法律第231号)をはじめとした法律各種を遵守すること。

上記の小型無人機等の飛行に関して同意します。

年 月 日

空港管理者 北海道エアポート株式会社

新千歳空港事業所

印

連絡先

0123-46-2970

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項の規定により通報します。

年 月 日

北海道エアポート株式会社

新千歳空港事業所長 殿

公務操縦者

氏 名

小型無人機等の飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分					
小型無人機等の飛行を行う目的						
小型無人機等の飛行に係る区域						
公務操縦者	氏 名 生年月日 住 所 電話番号					
公務操縦者の勤務先	名 称 所 在 地 電話番号					
小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関	名 称 所 在 地 電話番号					
機器の種類						
機器の特徴	製造者		名 称		製造番号	
	色		大きさ		積 載 物	
	そ の 他 の 特 徴					

外 観	(写真)
備 考	

備考

- 1 公務操縦者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 3 公務操縦者欄には、法第10条第2項第1号又は3号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。
- 4 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合のみ記載すること。
- 5 公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合は、国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行うことを証明する書面の写しを添付すること。
- 6 機器の種類欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第2条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。
- 7 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 8 不要の欄は、斜線で消すこと。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項の規定により通報します。

年 月 日

北海道エアポート株式会社

新千歳空港事業所長 殿

操縦者

氏 名

小型無人機等の飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分					
小型無人機等の飛行を行う目的						
小型無人機等の飛行に係る区域						
操縦者	氏 名					
	生年月日					
	住 所					
	電話番号					
操縦者の勤務先	名 称					
	所在地					
	電話番号					
同意者	名 称					
	所在地					
	電話番号					
機器の種類						
機器の特徴	製造者		名 称		製造番号	
	色		大きさ		積 載 物	
	その他 の特徴					

外 観	(写真)
備 考	

備考

- 1 操縦者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 3 操縦者欄には、法第10条第2項第1号又は2号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。
- 4 操縦者の勤務先欄には、操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
- 5 同意をした対象空港管理者又は土地の所有者若しくは占有者の欄には、操縦者が対象空港管理者又は土地の所有者若しくは占有者の同意を得た者である場合にのみ記載すること。
- 6 同意をした対象空港管理者又は土地の所有者若しくは占有者が複数の場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 7 操縦者が対象空港管理者又は土地の所有者若しくは占有者以外の場合は、小型無人機等の飛行について同意をした空港管理者又は土地の所有者若しくは占有者の同意を証明する書面の写しを添付すること。
- 8 機器の種類欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第2条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。
- 9 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 10 不要の欄は、斜線で消すこと。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

無人航空機の飛行に関する調整依頼書

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条ただし書の規定による許可申請に先立ち、下記の項目について調整をお願いします。

年 月 日

北海道エアポート株式会社
新千歳空港事業所長 殿

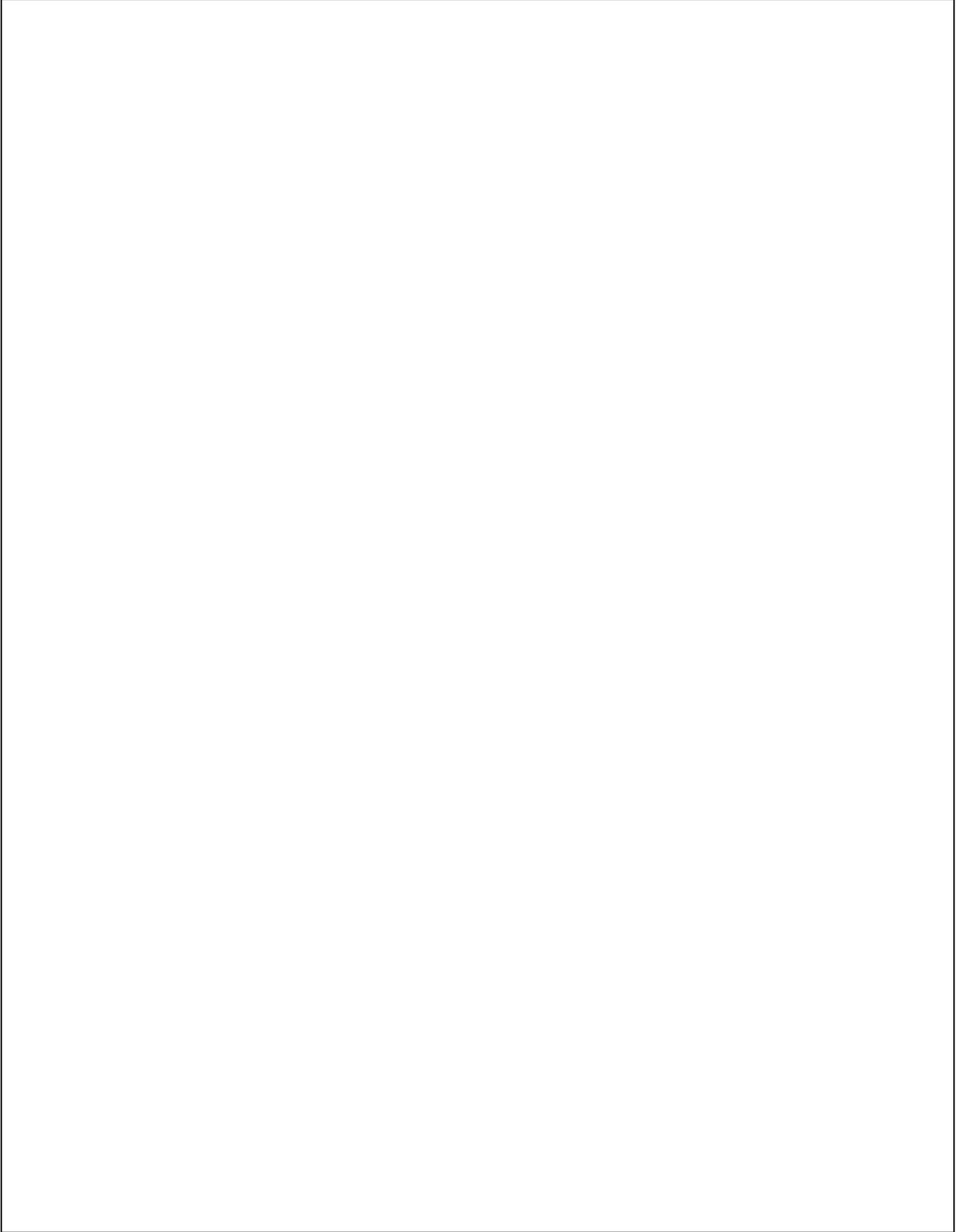
氏名又は名称
及び住所
並びに法人の場合は代表者の氏名
(連絡先)

飛行の目的	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 空撮	<input type="checkbox"/> 報道取材	<input type="checkbox"/> 警備	<input type="checkbox"/> 農林水産業
		<input type="checkbox"/> 測量	<input type="checkbox"/> 環境調査	<input type="checkbox"/> 設備メンテナンス	
		<input type="checkbox"/> インフラ点検・保守	<input type="checkbox"/> 資材管理	<input type="checkbox"/> 輸送・宅配	
	<input type="checkbox"/> 自然観測	<input type="checkbox"/> 事故・災害対応等			
	<input type="checkbox"/> 趣味				
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
飛行の日時					
飛行の経路 (飛行の場所)					
飛行の高度	地表等からの高度	m	海拔高度	m	
申請事項及び理由	飛行禁止空域の飛行 (第 132 条関係)	<input type="checkbox"/> 進入表面、転移表面又は水平表面の上空の空域 (共通) <input type="checkbox"/> 円錐表面、延長進入表面又は外側水平表面の上空の空域 (釧路、函館) <input type="checkbox"/> 新千歳空港の敷地の上空の空域 <input type="checkbox"/> 新千歳空港の進入表面又は転移表面の下の空域 【飛行禁止空域を飛行させる理由】			
	飛行の方法 (第 132 条の 2 関係)	<input type="checkbox"/> 夜間飛行 <input type="checkbox"/> 目視外飛行 <input type="checkbox"/> 人又は物件から 30m 以上の距離が確保できない飛行 <input type="checkbox"/> 催し場所上空の飛行 <input type="checkbox"/> 危険物の輸送 <input type="checkbox"/> 物件投下			

		【第 132 条の 2 第 5 号から第 10 号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由】
無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり。	
飛行経路に該当する制限表面及び制限高	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり。	
備 考	【緊急連絡先】 担当者 : 電話番号 :	

飛行の経路

(詳細図)



無人航空機の製造者、名称、重量等

無人航空機	製造者名		
	名称		
	重量 (最大離陸重量)		
	製造番号等		
	仕様が分かる資料 (設計図又は写真)		
	所有者	氏名又は名称	
		住所	
連絡先			
操縦装置	製造者名		
	名称		
	仕様が分かる資料		

飛行経路に該当する制限表面及び制限高

